

(別添)

## 令和5年度環境回復関係手法等検討業務に係る仕様書

### 1. 件名

令和5年度環境回復関係手法等検討業務

### 2. 業務の目的

平成23年8月30日に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)の規定により環境大臣又は環境省令により定めることとされた除染等の措置等(除去土壌の収集、運搬、保管及び処分を含む)に係る事項その他の当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項の検討に資する助言を行うことを目的として、環境回復検討会が設置された。

また、除染等の措置に伴い生じた除去土壌の埋立の処分方法の考え方について検討することを目的として、環境回復検討会の下に「除去土壌の処分に関する検討チーム」(以下「検討チーム」という。)が設置された。

本業務では、検討推進に必要な情報の収集・整理を行うとともに、検討チーム会合等の開催補助を行う。

### 3. 業務の実施内容・方法

#### (1) 除去土壌の処分方法検討業務

##### a. 除去土壌処分方法のデータ収集・整理及び資料作成補助

除染等の措置に伴い生じた除去土壌の処分方法について、これまでに蓄積された科学的知見や既往の検討結果、除去土壌等埋立処分実証事業で得られた知見等を踏まえ、検討推進に必要な情報の収集・整理を行う。また、これらの結果を踏まえ、除去土壌の処分方法の検討を行い、環境省担当官と協議の上、検討チーム会合資料を作成する。特に、自治体からの意見も踏まえ、実効性のある処分手順の検討を行うとともに、丸森町及び東海村における除去土壌等埋立処分実証事業の進捗を踏まえ、除去土壌及び除染廃棄物の放射能濃度の推計方法及び適切な分別・処分方法について検討を行う。また、埋立処分の管理期間の考え方についても併せて検討を行い、資料を作成する(環境省担当官と協議の上、必要に応じてシナリオに対する放射能濃度の推計等を行うこと)。

##### b. 検討チーム会合の開催補助

除去土壌の処分に関する検討チーム会合(委員5名、開催1回、2時間程度)の開催補助業務を行う。

具体的には、委員との日程調整、開催案内、傍聴者集約、会場(20名程度、環境省周辺)の確保、会場の設営・備品の設置(マイクセット5本程度、プロジェクタ

ー・スクリーン1セット程度、無線 LAN ルーター（10 台程度接続分））、議事録の記録の作成等の会議開催に必要な一切の業務を行う（検討チーム会合の開催方式については、対面及びWEBの併用を原則としつつ環境省担当官の指示に従うこと）。議事録については会議終了後1週間以内に環境省担当官へ提出すること。

また、検討チーム会合開催に際し、委員の謝金・旅費等の費用は請負者が負担し、必要な手配、調整等を行う。なお、謝金は1名1日当たり17,700円を支給するものとする。

なお、検討チーム会合における委員の旅費の算出基礎となる格付（国家公務員相当級）・移動区分（出発地）は、下表を想定している。

委員	国家公務員相当級	移動区分（出発地）
A	6～3級	本郷三丁目駅
B	6～3級	つくば駅
C	6～3級	大分駅
D	6～3級	三春駅
E	6～3級	仙台駅

#### c. 公開測定会の開催補助

宮城県丸森町の住民等を対象とした実証事業現地公開測定会（於：宮城県伊具郡丸森町）の開催補助業務を行う。

具体的には、貸切バスの手配（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、換気対策等の徹底や参加者の座席位置に配慮した規模の貸切バスを手配すること）、当日の写真撮影等の公開測定会の開催に必要な一切の業務を行う。また、公開測定会の実施結果についてまとめ、公開見学会終了後1週間以内に環境省担当官へ提出すること。

#### (2) 除染関係ガイドライン改訂関連業務

これまでの環境回復検討会、検討チーム等における検討結果や文献等に基づく最新の知見等を反映させた、除去土壌の処分に係るガイドラインの改訂案を作成する。

改訂案の作成に当たっては、環境省担当官と協議の上、文言の修正を行うと共に、イラスト、デザインの作成、修正を行うこと。

#### 4. 業務履行期限

令和6年3月29日（金）まで

#### 5. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判 100頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報

告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (4) 本業務を行うに当たって、応募希望者は、必要に応じて「令和3年度環境回復関係手法等検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和3年度環境回復関係手法等検討業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室  
高野（TEL:03-5521-9260）

- (5) 過去に開催された環境回復検討会及び除去土壌の処分に係る検討チーム会合の資料は下記 URL で閲覧可能。

○環境回復検討会

<http://josen.env.go.jp/material/session/index.html>

○除去土壌の処分に係る検討チーム会合

[http://josen.env.go.jp/material/disposal\\_of\\_soil\\_removed/](http://josen.env.go.jp/material/disposal_of_soil_removed/)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。